

# 令和6年4月定例教育委員会議事日程

日時 令和6年4月4日(木)

午後3時開議

場所 市川市役所第2庁舎 大会議室1

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 議事日程の決定
- 4 議案第1号 市川市幼児教育振興審議会委員の解囑について  
議案第2号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について
- 5 報告第1号 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第2号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第3号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について  
報告第4号 市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第5号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長及び教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について  
報告第6号 市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の制定に関する臨時代理の報告について
- 6 閉会

## 令和6年4月定例教育委員会提出議案

議案第1号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱について・	教育総務課	1
議案第2号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について・	学校地域連携推進課	3

報告第1号 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について・	教育総務課	21
報告第2号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について・	教育総務課	29
報告第3号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について・	教育総務課	35
報告第4号 市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について・	義務教育課	37
報告第5号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長及び教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について・	義務教育課	41
報告第6号 市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の制定に関する臨時代理の報告について・	保健体育課	45

議案第 1 号

市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱について

市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱をしたいので、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 4 月 4 日 提出

市川市教育委員会

教育長 勝 山 浩 司

理 由

辞任願を提出した委員を解嘱する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市幼児教育振興審議会 解嘱委員

区 分	氏 名	所属・役職名 等	解 嘱 年 月 日
第1号委員 (学識経験のある者)	こま 久美子 駒 久美子	千葉大学 准教授	令和6年4月4日

議案第 2 号

市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について

市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 4 月 4 日提出

市川市教育委員会

教育長 勝 山 浩 司

理 由

市川市教育委員会の登録を受けた団体の責務に関する規定を定めるほか、6月1日から10月31日までの間に本市の体育館に設置された空調設備を使用した団体から空調料を徴収することとしたことに伴い、その手続に関する事項を定めることから、本規則の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育委員会規則第 号

市川市学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

市川市学校施設の開放に関する規則（平成18年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「照明設備」の次に「若しくは体育館に設置された空調設備」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

（団体の責務）

第5条の2 前条第1項の登録を受けた団体は、運動場等を使用しようとするときは、第2条に規定する学校とその使用に係る事項について連絡調整を図るよう努めなければならない。

第6条第1項中「前条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「第5条第2項」に改める。

第9条第2項中「第14条第1項第2号」を「第14条第1項第3号」に改め、「照明料」の次に「又は空調料」を加える。

第10条第2項中「第14条第1項第2号」を「第14条第1項第3号」に改め、「照明料」の次に「又は空調料」を加える。

第13条第1項中「運動場等」の次に「（第2条に規定する学校の体育館に設置された空調設備（以下「空調設備」という。）を除く。）」を、「とし」の次に「、空調設備を使用することができる日は6月1日から10月31日までの期間のうち委員会が指定する日とし」を加える。

第13条の2の見出し中「照明設備」の次に「及び空調設備」を加え、同条中「」を含む」の次に「。次項において同じ」を加え、「市川市運動場等照明設備使用実績報告書」を「市川市運動場等照明設備及び空調設備使用実績報告書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 使用団体で、空調設備を使用したもの（次条第2項において「空調設備使用団体」という。）は、使用日の属する月の翌月の5日までに、当該使用日の属する月における空調設備の使用の実績について、市川市運動場等照明設

備及び空調設備使用実績報告書により委員会に報告しなければならない。

第14条の見出しを「(照明料及び空調料)」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第1項又は第2項」に、「照明料の額を算定し」を「照明料又は空調料の額を算定し」に改め、同項ただし書中「照明料」の次に「又は空調料」を加え、同項第1号ア中「別表」を「別表第1」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、「照明料」の次に「又は空調料」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 当該報告に係る月分の空調料の額は、次に掲げるところにより算定した額とする。

ア 空調料の額は、総使用時間に別表第2に定める額を乗じて算定するものとする。

イ 空調設備の総使用時間に1時間未満の端数が生じた場合においては、当該端数が30分未満であるときはこれを切り捨て、当該端数が30分以上であるときはこれを1時間とする。

第14条第2項中「照明設備使用団体」の次に「又は空調設備使用団体」を、「照明料」の次に「又は空調料」を加える。

別表を別表第1とし、同表の次に別紙の1表を加える。

様式第2号、様式第3号及び様式第5号の2を別紙のように改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市学校施設の開放に関する規則の規定は、令和6年6月1日以後の空調設備の使用に係る空調料について適用する。

別表第2（第14条関係）

学校名	1時間当たりの空調料の額
真間小学校	720円
中山小学校	720円
国分小学校	720円
南行徳小学校	720円
宮久保小学校	720円
百合台小学校	720円
柏井小学校	720円
大洲小学校	720円
大野小学校	720円
大和田小学校	720円
塩浜学園	720円



〒   様
----------------

団体登録番号

年 月 日

市川市運動場等使用承認申請書

市川市教育委員会

申請者	団体名	<input style="width: 95%;" type="text"/>
代表者	住所	<input style="width: 95%;" type="text"/>
	氏名	<input style="width: 95%;" type="text"/>
	電話番号	<input style="width: 95%;" type="text"/> ( )
連絡担当者	住所	<input style="width: 95%;" type="text"/>
	氏名	<input style="width: 95%;" type="text"/>
	電話番号	<input style="width: 95%;" type="text"/> ( )

運動場等の使用の承認について、次のとおり申請します。

申請に当たっては、市川市学校施設の開放に関する規則及び使用承認証に記載された事項を遵守することを誓約します。

使用学校		使用目的		使用人数	大人	人	中学生以下	人
	使用年月日	使用時間	使用場所	照明設備使用時間	照明設備使用形態	空調設備使用時間 ※6月から10月までの間に空調設備を使用する場合		
1	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分
2	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分
3	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分
4	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分
5	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分
6	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分
7	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分
8	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分
9	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分
10	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分
11	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分
12	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分

(表面)

第 号

〒

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 様

団体登録番号

\_\_\_\_\_

市川市運動場等使用承認証

申請者 団体名 \_\_\_\_\_

代表者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

連絡担当者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

使用学校	使用年月日		使用時間	使用目的	使用人数	照明設備使用形態	空調設備使用時間 ※6月から10月までの間に空調設備を使用する場合	照明料・空調料の負担	
	年	月	日( )	： ～	： ～	時間 分	全点灯 半点灯	： ～	時間 分
1	年	月	日( )	： ～	： ～	時間 分	全点灯 半点灯	： ～	時間 分
2	年	月	日( )	： ～	： ～	時間 分	全点灯 半点灯	： ～	時間 分
3	年	月	日( )	： ～	： ～	時間 分	全点灯 半点灯	： ～	時間 分
4	年	月	日( )	： ～	： ～	時間 分	全点灯 半点灯	： ～	時間 分
5	年	月	日( )	： ～	： ～	時間 分	全点灯 半点灯	： ～	時間 分
6	年	月	日( )	： ～	： ～	時間 分	全点灯 半点灯	： ～	時間 分
7	年	月	日( )	： ～	： ～	時間 分	全点灯 半点灯	： ～	時間 分
8	年	月	日( )	： ～	： ～	時間 分	全点灯 半点灯	： ～	時間 分
9	年	月	日( )	： ～	： ～	時間 分	全点灯 半点灯	： ～	時間 分
10	年	月	日( )	： ～	： ～	時間 分	全点灯 半点灯	： ～	時間 分
11	年	月	日( )	： ～	： ～	時間 分	全点灯 半点灯	： ～	時間 分
12	年	月	日( )	： ～	： ～	時間 分	全点灯 半点灯	： ～	時間 分

上記のとおり運動場等の使用を承認します。

年 月 日

※使用に当たっての遵守事項は、裏面のとおりです。

市川市教育委員会 (印)

(裏面)

運動場等の使用に当たっては、次の事項を遵守してください。

1 使用する前に

- (1) 学校の設備を使用するときは、事前に学校の承認を受けてください。
- (2) 使用当日は、この使用承認証を必ず持参してください。  
なお、学校施設開放管理指導員がいる学校では、この使用承認証を提示してください。
- (3) 承認を受けた団体及び目的以外には使用できません。
- (4) 使用を取りやめる場合は、事前に学校に連絡し、所定の手続をしてください。
- (5) 教育委員会が照明設備又は空調設備を使用していないと認める時間分の照明料又は空調料以外は、還付はしません。

2 使用中・使用后

- (1) 承認された施設以外には、立ち入らないでください。
- (2) 運動場等は禁煙です。
- (3) 使用時間を守ってください。  
なお、使用時間には、準備・後片付けや清掃に要する時間が含まれています。  
時間内に施設の清掃をし、使用した施設は元通りに整理してください。
- (4) ゴミは、必ず持ち帰ってください。

3 その他使用に当たっての注意事項

- (1) 運動場等を破損した場合は、必ず学校に報告してください。損害については、利用者の責任において賠償していただきます。
- (2) 使用に当たっては、近隣住民に迷惑を掛けないよう、十分に配慮してください。
- (3) 次の場合は、教育委員会が使用の停止、使用の承認の取消し又は学校からの退場を求めることがあります。
  - 上記の事項を遵守しないとき。
  - 教育委員会の指示に従わないとき。

4 照明設備又は空調設備使用実績の報告

照明設備又は空調設備の1月分の使用が終了したときは、照明設備又は空調設備の使用月の翌月の5日までに、市川市運動場等照明設備及び空調設備使用実績報告書を学校に提出してください。

5 照明料又は空調料の納付

照明料又は空調料は、送付された納付書により、照明設備又は空調設備の使用月の翌々月の10日までに納付してください。

市川市教育委員会

〒 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 様

団体登録番号

\_\_\_\_\_

年 月 日

市川市運動場等照明設備及び空調設備使用実績報告書

申請者 団体名 \_\_\_\_\_  
 代表者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_  
 連絡担当者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

使用学校	使用年月日	使用時間	使用目的 使用場所	照明設備使用実績		照明設備 使用形態	空調設備使用実績 ※6月から10月までの間に空調設備を使用する場合		照明料・空調料の負担
				時間	分		時間	分	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	

市記載欄		使用形態	時間	単価	合算額
照明設備	運動場	全灯			円
		半灯			円
	体育館	全灯			円
		半灯			円
空調設備					円
照明料及び空調料の合算額					円

現 行	改 正 後
<p>(使用することができるもの)</p> <p>第4条 第2条に規定する学校の運動場、体育館若しくは教室又はこれらに設置された照明設備（以下「運動場等」という。）を使用することができるものは、次に掲げる要件を満たしている団体とする。ただし、市川市教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認める団体は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(団体登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>—</p> <p>(団体登録の更新)</p> <p>第6条 前条第1項の登録を受けた団体は、当該登録の更新を受けることができる。</p> <p>2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の登録の更新を受ける場合について準用する。この場合において、同条第2項中「団体は、」とあるのは「団体は、当該登録の有効期限の4月前から当該有効期限までの間に、」と、同条第4項中「次項」とあるのは「第6条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用の承認等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 委員会は、前条第2項又は第3項の規定による申請があったと</p>	<p>(使用することができるもの)</p> <p>第4条 第2条に規定する学校の運動場、体育館若しくは教室又はこれらに設置された照明設備若しくは体育館に設置された空調設備（以下「運動場等」という。）を使用することができるものは、次に掲げる要件を満たしている団体とする。ただし、市川市教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認める団体は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(団体登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(団体の責務)</p> <p>第5条の2 前条第1項の登録を受けた団体は、運動場等を使用しようとするときは、<u>第2条に規定する学校とその使用に係る事項について連絡調整を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>(団体登録の更新)</p> <p>第6条 第5条第1項の登録を受けた団体は、当該登録の更新を受けることができる。</p> <p>2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の登録の更新を受ける場合について準用する。この場合において、同条第2項中「団体は、」とあるのは「団体は、当該登録の有効期限の4月前から当該有効期限までの間に、」と、同条第4項中「次項」とあるのは「第6条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用の承認等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 委員会は、前条第2項又は第3項の規定による申請があったと</p>

現 行	改 正 後
<p>きは、当該申請に係る運動場等を管理する校長の意見を聴き、使用の承認をするか否かを決定するものとする。この場合において、使用の承認をする旨の決定をするときは、併せて当該申請をした団体が第14条第1項第2号の規定の適用を受けるか否か及び同号の規定の適用を受ける場合における同号に規定する委員会が別に定める照明料の額を決定し、当該申請をした団体に對し、市川市運動場等使用承認証（様式第3号。以下「承認証」という。）を交付するものとする。</p> <p>3 （略） （使用の変更） 第10条 （略）</p> <p>2 委員会は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る運動場等を管理する校長の意見を聴き、その変更の承認をするか否かを決定するものとする。この場合において、変更の承認をする旨の決定をするときは、併せて当該使用団体が第14条第1項第2号の規定の適用を受けるか否か及び同号の規定の適用を受ける場合における同号に規定する委員会が別に定める照明料の額を決定し、当該使用団体に對し、市川市運動場等使用承認証（様式第5号。以下「変更承認証」という。）を交付するものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>きは、当該申請に係る運動場等を管理する校長の意見を聴き、使用の承認をするか否かを決定するものとする。この場合において、使用の承認をする旨の決定をするときは、併せて当該申請をした団体が第14条第1項第3号の規定の適用を受けるか否か及び同号の規定の適用を受ける場合における同号に規定する委員会が別に定める照明料又は空調料の額を決定し、当該申請をした団体に對し、市川市運動場等使用承認証（様式第3号。以下「承認証」という。）を交付するものとする。</p> <p>3 （略） （使用の変更） 第10条 （略）</p> <p>2 委員会は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る運動場等を管理する校長の意見を聴き、その変更の承認をするか否かを決定するものとする。この場合において、変更の承認をする旨の決定をするときは、併せて当該使用団体が第14条第1項第3号の規定の適用を受けるか否か及び同号の規定の適用を受ける場合における同号に規定する委員会が別に定める照明料又は空調料の額を決定し、当該使用団体に對し、市川市運動場等使用承認証（様式第5号。以下「変更承認証」という。）を交付するものとする。</p> <p>3 （略）</p>
<p>（使用することができる日及び時間） 第13条 運動場等__を使用することができる日は1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く日とし、__、プールを使用することができる日は6月1日から10月31日までの期間のうち委員会が指定する日とする。</p>	<p>（使用することができる日及び時間） 第13条 運動場等（第2条に規定する学校の体育館に設置された空調設備（以下「空調設備」という。）を除く。）を使用することのできる日は1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く日とし、空調設備を使用することができる日は6月1日から10月31日までの期間のうち委員会が指定する日とし、プールを使用することができる日は委員会が指定する日とする。</p>

現 行	改 正 後
<p>2～4 (略)</p> <p>(<u>照明設備</u>の使用に関する実績報告)</p> <p>第13条の2 使用団体(第10条第2項後段(第11条において準用する場合を含む。))の規定により変更承認証の交付を受けた団体(第15条第1項において「変更承認証の交付を受けた団体」という。)を含む。で、第2条に規定する学校の運動場又は体育館に設置された照明設備(消費電力が2キロワット以上のもの(次条第2項において「照明設備使用団体」という。))は、使用日の属する月の翌月の5日までに、当該使用日の属する月における照明設備の使用の実績に、<u>市川市運動場等照明設備使用実績報告書</u>(様式第5号の2)により委員会に報告しなければならない。</p> <p>—</p> <p>(<u>照明料</u>)</p> <p>第14条 委員会は、<u>前条</u>の規定による報告があったときは、速やかに、次に掲げるところにより当該報告に係る月分の照明料の額を算定し、当該報告をした団体に対し、当該額を通知するものとする。ただし、第9条第2項後段(第11条において準用する場合を含む。))の規定により照明料の負担が生じない旨の決定をしたときは、当該額の通知は行わないものとする。</p> <p>(1) 当該報告に係る月分の照明料の額は、当該報告に係る月における照明設備の使用形態ごとの使用時間を合算した時間(ア及</p>	<p>る日とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(<u>照明設備及び空調設備</u>の使用に関する実績報告)</p> <p>第13条の2 使用団体(第10条第2項後段(第11条において準用する場合を含む。))の規定により変更承認証の交付を受けた団体(第15条第1項において「変更承認証の交付を受けた団体」という。)を含む。<u>次項において同じ。</u>で、第2条に規定する学校の運動場又は体育館に設置された照明設備(消費電力が2キロワット以上のものに限る。以下同じ。)を使用したもの(次条第2項において「照明設備使用団体」という。))は、使用日の属する月の翌月の5日までに、当該使用日の属する月における照明設備の使用の実績について、<u>市川市運動場等照明設備及び空調設備使用実績報告書</u>(様式第5号の2)により委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>使用団体で、空調設備を使用したもの(次条第2項において「空調設備使用団体」という。))は、使用日の属する月の翌月の5日までに、当該使用日の属する月における空調設備の使用の実績に、<u>市川市運動場等照明設備及び空調設備使用実績報告書</u>により委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(<u>照明料及び空調料</u>)</p> <p>第14条 委員会は、<u>前条第1項又は第2項の規定による報告</u>があったときは、速やかに、次に掲げるところにより当該報告に係る月分の照明料又は空調料の額を算定し、当該報告をした団体に対し、当該額を通知するものとする。ただし、第9条第2項後段又は第10条第2項後段(第11条において準用する場合を含む。))の規定により照明料又は空調料の負担が生じない旨の決定をしたときは、当該額の通知は行わないものとする。</p> <p>(1) 当該報告に係る月分の照明料の額は、当該報告に係る月における照明設備の使用形態ごとの使用時間を合算した時間(ア及</p>

現 行	改 正 後
<p>びイにおいて「照明設備の使用形態ごとの総使用時間」という。)及び当該報告に係る月における照明設備の使用形態(以下この号において「照明設備の使用形態」という。)に応じて、次に掲げるところにより算定した照明設備の使用形態ごとの照明料の額(以下この号において「使用形態ごとの照明料の額」という。)を合算した額とする。</p> <p>ア 使用形態ごとの照明料の額は、照明設備の使用形態ごとの総使用時間に別表に定める額を乗じて算定するものとする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>—</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合における照明料の額は、委員会が別に定める額とする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 前項本文の規定による通知を受けた照明設備使用団体は、使用日の属する月の翌々月の10日までに、当該月分の照明料に係る照明料の額を納めなければならない。</p> <p>別表(第14条関係)</p> <p>_____ (略)</p>	<p>びイにおいて「照明設備の使用形態ごとの総使用時間」という。)及び当該報告に係る月における照明設備の使用形態(以下この号において「照明設備の使用形態」という。)に応じて、次に掲げるところにより算定した照明設備の使用形態ごとの照明料の額(以下この号において「使用形態ごとの照明料の額」という。)を合算した額とする。</p> <p>ア 使用形態ごとの照明料の額は、照明設備の使用形態ごとの総使用時間に別表第1に定める額を乗じて算定するものとする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 当該報告に係る月分の空調料の額は、次に掲げるところにより算定した額とする。</p> <p>ア 空調料の額は、総使用時間に別表第2に定める額を乗じて算定するものとする。</p> <p>イ 空調設備の総使用時間に1時間未満の端数が生じた場合においては、当該端数が30分未満であるときはこれを切り捨て、当該端数が30分以上であるときはこれを1時間とする。</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合における照明料又は空調料の額は、委員会が別に定める額とする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 前項本文の規定による通知を受けた照明設備使用団体又は空調設備使用団体は、使用日の属する月の翌々月の10日までに、当該月分の照明料又は空調料として、当該通知に係る照明料又は空調料の額を納めなければならない。</p> <p>別表第1(第14条関係)</p> <p>_____ (略)</p>



現 行	改 正 後																								
—	<p>別表第2 (第14条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 649 335 1075">学校名</th> <th data-bbox="295 224 335 649">1時間当たりの空調料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 649 375 1075">真間小学校</td> <td data-bbox="343 224 375 649">720円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 649 414 1075">中山小学校</td> <td data-bbox="383 224 414 649">720円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 649 454 1075">国分小学校</td> <td data-bbox="422 224 454 649">720円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="462 649 494 1075">南行徳小学校</td> <td data-bbox="462 224 494 649">720円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 649 534 1075">宮久保小学校</td> <td data-bbox="502 224 534 649">720円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="542 649 574 1075">百合台小学校</td> <td data-bbox="542 224 574 649">720円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 649 614 1075">柏井小学校</td> <td data-bbox="582 224 614 649">720円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 649 654 1075">大洲小学校</td> <td data-bbox="622 224 654 649">720円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="662 649 694 1075">大野小学校</td> <td data-bbox="662 224 694 649">720円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="702 649 734 1075">大和田小学校</td> <td data-bbox="702 224 734 649">720円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="742 649 774 1075">塩浜学園</td> <td data-bbox="742 224 774 649">720円</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	1時間当たりの空調料の額	真間小学校	720円	中山小学校	720円	国分小学校	720円	南行徳小学校	720円	宮久保小学校	720円	百合台小学校	720円	柏井小学校	720円	大洲小学校	720円	大野小学校	720円	大和田小学校	720円	塩浜学園	720円
学校名	1時間当たりの空調料の額																								
真間小学校	720円																								
中山小学校	720円																								
国分小学校	720円																								
南行徳小学校	720円																								
宮久保小学校	720円																								
百合台小学校	720円																								
柏井小学校	720円																								
大洲小学校	720円																								
大野小学校	720円																								
大和田小学校	720円																								
塩浜学園	720円																								

様式第2号(第8条関係)

〒
_____
_____
_____様

団体登録番号

\_\_\_\_\_

年 月 日

市川市運動場等使用承認申請書

市川市教育委員会

申請者 団体名 \_\_\_\_\_

代表者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

連絡担当者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

運動場等の使用の承認について、次のとおり申請します。

申請に当たっては、市川市学校施設の開放に関する規則及び使用承認証に記載された事項を遵守することを誓約します。

使用学校	使用年月日	使用時間	使用場所	使用人数	大人	人	中学生以下	人
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分		全点灯 半点灯	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分		全点灯 半点灯	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分		全点灯 半点灯	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分		全点灯 半点灯	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分		全点灯 半点灯	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分		全点灯 半点灯	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分		全点灯 半点灯	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分		全点灯 半点灯	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分		全点灯 半点灯	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分		全点灯 半点灯	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分		全点灯 半点灯	
	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分		全点灯 半点灯	

(表面)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">〒</p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">様</p> </div>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">団体登録番号 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span></p> <p style="text-align: center;">市川市運動場等使用承認証</p> <p style="text-align: right;">申請者 団体名 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者 住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">電話番号 _____ ( ) _____</p> <p style="text-align: right;">連絡担当者 住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">電話番号 _____ ( ) _____</p>
---	---

使用学校	使用年月日	使用時間	使用目的	使用人数	大人	人	中学生以下	人	照明設備使用形態	照明料の負担
1	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間	分	全点灯	半点灯		
2	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間	分	全点灯	半点灯		
3	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間	分	全点灯	半点灯		
4	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間	分	全点灯	半点灯		
5	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間	分	全点灯	半点灯		
6	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間	分	全点灯	半点灯		
7	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間	分	全点灯	半点灯		
8	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間	分	全点灯	半点灯		
9	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間	分	全点灯	半点灯		
10	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間	分	全点灯	半点灯		
11	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間	分	全点灯	半点灯		
12	年 月 日( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間	分	全点灯	半点灯		

上記のとおり運動場等の使用を承認します。

年 月 日

※使用に当たっての遵守事項は、裏面のとおりです。

市川市教育委員会

運動場等の使用に当たっては、次の事項を遵守してください。

1 使用する前に

- (1) 学校の設備を使用するときは、事前に学校の承認を受けてください。
- (2) 使用当日は、この使用承認証を必ず持参してください。  
なお、学校施設開放管理指導員がいる学校では、この使用承認証を提示してください。
- (3) 承認を受けた団体及び目的以外には使用できません。
- (4) 使用を取りやめる場合は、事前に学校に連絡し、所定の手続をしてください。
- (5) 教育委員会が照明設備を使用していないと認める時間分の照明料以外は、照明料の還付はしません。

2 使用中・使用后

- (1) 承認された施設以外には、立ち入らないでください。
- (2) 運動場等は禁煙です。
- (3) 使用時間を守ってください。  
なお、使用時間には、準備・後片付けや清掃に要する時間が含まれています。  
時間内に施設の清掃をし、使用した施設は元通りに整理してください。
- (4) ゴミは、必ず持ち帰ってください。

3 その他使用に当たっての注意事項

- (1) 運動場等を破損した場合は、必ず学校に報告してください。損害については、利用者の責任において賠償していただきます。
- (2) 使用に当たっては、近隣住民に迷惑を掛けないよう、十分に配慮してください。
- (3) 次の場合は、教育委員会が使用の停止、使用の承認の取消し又は学校からの退場を求めることがあります。
  - 上記の事項を遵守しないとき。
  - 教育委員会の指示に従わないとき。

4 照明設備使用実績の報告

照明設備の1月分の使用が終了したときは、照明設備の使用月の翌月の5日までに、照明設備使用実績報告書を学校に提出してください。

5 照明料の納付

照明料は、送付された納付書により、照明設備の使用月の翌々月の10日までに納付してください。

市川市教育委員会

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 5px; left: 5px; font-size: 24px;">〒</div> <div style="position: absolute; bottom: 5px; right: 5px; text-align: right;">様</div> <hr style="position: absolute; top: 15px; left: 5px; width: 80%;"/> <hr style="position: absolute; top: 25px; left: 5px; width: 80%;"/> <hr style="position: absolute; top: 35px; left: 5px; width: 80%;"/> </div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第 号</div> <div style="margin-bottom: 10px;">                 団体登録番号 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span> </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">市川市運動場等照明設備使用実績報告書</div> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 20px;">                     申請者 団体名 _____                      代表者 住所 _____                      氏名 _____                      電話番号 ( ) _____                 </div> <div>                     連絡担当者 住所 _____                      氏名 _____                      電話番号 ( ) _____                 </div> </div>
--	--

使用学校			使用目的		使用人数	大人	人	中学生以下	人
	使用年月日	使用時間	使用場所	照明設備使用時間	照明設備使用形態	照明設備使用実績			
1	年 月 日 ( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯
2	年 月 日 ( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯
3	年 月 日 ( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯
4	年 月 日 ( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯
5	年 月 日 ( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯
6	年 月 日 ( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯
7	年 月 日 ( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯
8	年 月 日 ( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯
9	年 月 日 ( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯
10	年 月 日 ( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯
11	年 月 日 ( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯
12	年 月 日 ( )	: ~ :	運動場 体育館 その他 ( )	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯	: ~ :	時間 分	全点灯 半点灯



## 報告第 1 号

市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により令和 6 年 3 月 27 日に別紙のとおり、市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について臨時に代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 4 月 4 日提出

市川市教育委員会

教育長 勝 山 浩 司

市川市教育委員会規則第 号

市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び市川市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

(市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第1条 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成30年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「幼稚園の教職員及び会計年度任用職員」を「職員」に、「こども施設運営支援課」を「幼保施設管理課」に、「こども施設計画課」を「幼保施設計画課」に改める。

第4条の表中「、分限及び懲戒」を削り、「幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の職務」を「職員の職務」に、「幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の公立学校共済組合」を「職員の公立学校共済組合」に、「こども施設運営支援課」を「幼保施設管理課」に、「こども施設計画課」を「幼保施設計画課」に改める。

第5条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2項を削り、同表第3項中「幼稚園の教職員及び会計年度任用職員」を「職員」に改め、同項を同表第2項とし、同表第4項中「こども施設運営支援課」を「幼保施設管理課」に改め、同項を同表第3項とする。

(市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第2条 市川市教育委員会事務局等組織規則(昭和53年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項生涯学習部の表教育総務課の項第12号中「及び給与」を削り、同項第19号を同項第20号とし、同項第15号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同項第14号中「及び福利厚生」を削り、同項を同項第15号とし、同項第13号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1



号を加える。

(13) 職員の分限及び懲戒に関すること。

第5条第3項教育センターの表第8号中「適応指導教室」を「サポートルーム」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

現 行	改 正 後																																				
<p>○ 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則【第1条の規定による改正】</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 教育委員会は、その権限に属する事務（次条の規定により補助執行をさせる事務並びに重要な事項、異例な事項、新規な事項及び疑義のある事項に係る事務を除く。）のうち次の表の左欄に掲げるものを、市長の補助機関である職員のうち同表の右欄に定めるものに委任する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">委任する事務</th> <th style="text-align: center;">委任する職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の給与等に関すること。</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>こども部長、こども部次長及びこども施設運営支援課の職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>こども部長、こども部次長並びにこども施設画課及びこども施設運営支援課の職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(補助執行)</p> <p>第4条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げるものを市長の補助機関である職員のうち同表の右欄に定めるものに補助執行させる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助執行させる事務</th> <th style="text-align: center;">補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>幼稚園の教職員及び会</td> <td>幼稚園の教職員及び会</td> </tr> </tbody> </table>	委任する事務	委任する職員	(略)	(略)	幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の給与等に関すること。	(略)	(略)	(略)	(略)	こども部長、こども部次長及びこども施設運営支援課の職員	(略)	こども部長、こども部次長並びにこども施設画課及びこども施設運営支援課の職員	補助執行させる事務	補助執行させる職員	(略)	(略)	幼稚園の教職員及び会	幼稚園の教職員及び会	<p>○ 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則【第1条の規定による改正】</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 教育委員会は、その権限に属する事務（次条の規定により補助執行をさせる事務並びに重要な事項、異例な事項、新規な事項及び疑義のある事項に係る事務を除く。）のうち次の表の左欄に掲げるものを、市長の補助機関である職員のうち同表の右欄に定めるものに委任する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">委任する事務</th> <th style="text-align: center;">委任する職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>職員<sup>1</sup>の給与等に関すること。</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>こども部長、こども部次長及び幼保施設管理課の職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>こども部長、こども部次長並びに幼保施設画課及び幼保施設管理課の職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(補助執行)</p> <p>第4条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げるものを市長の補助機関である職員のうち同表の右欄に定めるものに補助執行させる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助執行させる事務</th> <th style="text-align: center;">補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>幼稚園の教職員及び会</td> <td>幼稚園の教職員及び会</td> </tr> </tbody> </table>	委任する事務	委任する職員	(略)	(略)	職員 <sup>1</sup> の給与等に関すること。	(略)	(略)	(略)	(略)	こども部長、こども部次長及び幼保施設管理課の職員	(略)	こども部長、こども部次長並びに幼保施設画課及び幼保施設管理課の職員	補助執行させる事務	補助執行させる職員	(略)	(略)	幼稚園の教職員及び会	幼稚園の教職員及び会
委任する事務	委任する職員																																				
(略)	(略)																																				
幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の給与等に関すること。	(略)																																				
(略)	(略)																																				
(略)	こども部長、こども部次長及びこども施設運営支援課の職員																																				
(略)	こども部長、こども部次長並びにこども施設画課及びこども施設運営支援課の職員																																				
補助執行させる事務	補助執行させる職員																																				
(略)	(略)																																				
幼稚園の教職員及び会	幼稚園の教職員及び会																																				
委任する事務	委任する職員																																				
(略)	(略)																																				
職員 <sup>1</sup> の給与等に関すること。	(略)																																				
(略)	(略)																																				
(略)	こども部長、こども部次長及び幼保施設管理課の職員																																				
(略)	こども部長、こども部次長並びに幼保施設画課及び幼保施設管理課の職員																																				
補助執行させる事務	補助執行させる職員																																				
(略)	(略)																																				
幼稚園の教職員及び会	幼稚園の教職員及び会																																				

現 行	改 正 後
<p>計年度任用職員の任免、<u>分限及び懲戒</u>に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の職務に専念する義務の免除に関すること。</p> <p>幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の<u>公立学校共済組合、公務災害、社会保険等</u>に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>こども部長、こども部次長及びこども施設運営支援課の職員</p> <p>こども部長、こども部次長並びにこども施設計画課及びこども施設運営支援課の職員</p> <p>(略)</p> <p>(専決事項等)</p> <p>第5条 前条の規定により補助執行をさせる事務のうちに掲げるものについては、当該補助執行をする職員は、当該補助執行をするに当たり、教育委員会に諮らなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の分限（病気休職を除く。）及び懲戒</u>に関すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>計年度任用職員の任免に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>職員の職務に専念する義務の免除に関すること。</p> <p>職員の<u>公立学校共済組合、公務災害、社会保険等</u>に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>こども部長、こども部次長及び<u>こども施設管理課</u>の職員</p> <p>こども部長、こども部次長並びに<u>こども施設計画課及びこども施設管理課</u>の職員</p> <p>(略)</p> <p>(専決事項等)</p> <p>第5条 前条の規定により補助執行をさせる事務のうちに掲げるものについては、当該補助執行をする職員は、当該補助執行をするに当たり、教育委員会に諮らなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>—</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

現 行	改 正 後																		
<p>別表（第5条関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>人事課に関する事項</u></p> <table border="1" data-bbox="419 1137 587 1960"> <tr> <td data-bbox="419 1489 587 1960">専決事項</td> <td data-bbox="419 1317 587 1489">部長</td> <td data-bbox="419 1137 587 1317">課長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="464 1489 542 1960">幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の病気休職の発令に関するこ と。</td> </tr> </table> <p>3 <u>職員課に関する事項</u></p> <table border="1" data-bbox="632 1137 799 1960"> <tr> <td data-bbox="632 1489 799 1960">専決事項</td> <td data-bbox="632 1317 799 1489">部長</td> <td data-bbox="632 1137 799 1317">課長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="676 1489 754 1960">幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の職務に専念する義務の免除に関すること。</td> </tr> </table> <p>4 <u>こども施設運営支援課に関する事項</u></p> <p>(略)</p>	専決事項	部長	課長	幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の病気休職の発令に関するこ と。			専決事項	部長	課長	幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の職務に専念する義務の免除に関すること。			<p>別表（第5条関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>職員課に関する事項</u></p> <table border="1" data-bbox="632 235 799 1057"> <tr> <td data-bbox="632 582 799 1057">専決事項</td> <td data-bbox="632 409 799 582">部長</td> <td data-bbox="632 235 799 409">課長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="676 582 754 1057">職員の職務に専念する義務の免除に関すること。</td> </tr> </table> <p>3 <u>幼保施設管理課に関する事項</u></p> <p>(略)</p>	専決事項	部長	課長	職員の職務に専念する義務の免除に関すること。		
専決事項	部長	課長																	
幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の病気休職の発令に関するこ と。																			
専決事項	部長	課長																	
幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の職務に専念する義務の免除に関すること。																			
専決事項	部長	課長																	
職員の職務に専念する義務の免除に関すること。																			
<p>○ <b>市川市教育委員会事務局等組織規則【第2条の規定による改正】</b></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第5条 第3条第1項に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>生涯学習部 教育総務課</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 職員の任免及び給与に関すること。</p> <p>(13) (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第5条 第3条第1項に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>生涯学習部 教育総務課</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 職員の任免に関すること。</p> <p>(13) 職員の分限及び懲戒に関すること。</p> <p>(14) (略)</p>																		

現 行	改 正 後
<p>(14) 職員の研修及び福利厚生に関すること。  (15)～(19) (略)  教育施設課～社会教育課 (略)  学校教育部 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3条第3項に規定する教育機関の組織の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。  少年自然の家～歴史博物館及び自然博物館 (略)  教育センター  (1)～(7) (略)  (8) 適応指導教室に関すること。  (9)・(10) (略)  少年センター (略)</p>	<p>(15) 職員の研修に関すること。  (16)～(20) (略)  教育施設課～社会教育課 (略)  学校教育部 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3条第3項に規定する教育機関の組織の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。  少年自然の家～歴史博物館及び自然博物館 (略)  教育センター  (1)～(7) (略)  (8) サポートルームに関すること。  (9)・(10) (略)  少年センター (略)</p>



報告第 2 号

市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により令和 6 年 3 月 27 日に別紙のとおり、市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について臨時に代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 4 月 4 日提出

市川市教育委員会  
教育長 勝山 浩司

市川市教育委員会訓令第 号

市川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

市川市教育委員会事務決裁規程（昭和62年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表担当室長の項中「、館長」を削り、同条第2項中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第8条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「又は第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「又は第2項」を削り、同項を同条第4項とする。

第11条第1項第4号及び第12条の表課長の項中「又は副主幹」を「、副主幹又は館長」に改める。

別表第2第1項中

「

病気休職の発令に関する こと。	副参事以上	主幹以下	
職務に専念する義務の免除に関する こと。		重要なもの	軽易なもの
児童手当の認定に関する こと。			○
所得税及び住民税の源泉徴収に関する こと。			○
扶養親族の認定に関する こと。			○

を

」

「

病気休職の発令に関する こと。	副参事以上	主幹以下	
--------------------	-------	------	--

に

」

改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。



市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

現 行	改 正 後												
<p>(決裁過程)</p> <p>第4条 決裁を受けようとする事項については、次の表の左欄に掲げる決裁者の区分に応じ、同表の右欄に定める起案者のうち当該事項に係る事務を担当するものが起案を行い、同表の中欄に定める審査者が順次審査を行った後、当該決裁者が決裁するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="544 1120 799 1989"> <thead> <tr> <th>決裁者</th> <th>審査者</th> <th>起案者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当室長</td> <td>(略)</td> <td>主幹、副主幹、館長、主査、主任、主任主事、主任技師、主事及び技師</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、課長又は担当室長が決裁者である事項のうち、その性質が軽易であり、同一態様で反復継続することが予想されるものについては、課長が必要と認めるときは、上司の指揮監督の下に臨時職員又は非常勤職員のうち課長が指定する者に起案を行わせることができる。この場合における決裁過程は、課長があらかじめ部長と協議して定めるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(課長専決権の委譲)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>組織規則第3条第3項に規定する教育機関(主幹以上の職員が置かれていないものに限る。)</u>については、<u>当該教育機関を所管する課長は、別表第1に定められている課長専決事項のうち次に掲げるもの(主査以下の職員に対するものに限る。)</u>を当該教育機関の館長に専決させることができる。</p>	決裁者	審査者	起案者	担当室長	(略)	主幹、副主幹、館長、主査、主任、主任主事、主任技師、主事及び技師	<p>(決裁過程)</p> <p>第4条 決裁を受けようとする事項については、次の表の左欄に掲げる決裁者の区分に応じ、同表の右欄に定める起案者のうち当該事項に係る事務を担当するものが起案を行い、同表の中欄に定める審査者が順次審査を行った後、当該決裁者が決裁するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="544 230 799 1077"> <thead> <tr> <th>決裁者</th> <th>審査者</th> <th>起案者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当室長</td> <td>(略)</td> <td>主幹、副主幹、主査、主任、主任主事、主任技師、主事及び技師</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、課長又は担当室長が決裁者である事項のうち、その性質が軽易であり、同一態様で反復継続することが予想されるものについては、課長が必要と認めるときは、上司の指揮監督の下に臨時職員又は<u>会計年度任用職員</u>のうち課長が指定する者に起案を行わせることができる。この場合における決裁過程は、課長があらかじめ部長と協議して定めるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(課長専決権の委譲)</p> <p>第8条 (略)</p>	決裁者	審査者	起案者	担当室長	(略)	主幹、副主幹、主査、主任、主任主事、主任技師、主事及び技師
決裁者	審査者	起案者											
担当室長	(略)	主幹、副主幹、館長、主査、主任、主任主事、主任技師、主事及び技師											
決裁者	審査者	起案者											
担当室長	(略)	主幹、副主幹、主査、主任、主任主事、主任技師、主事及び技師											

現 行	改 正 後
<p>(1) 職員の休暇、遅刻、早退、忌引等の承認</p> <p>(2) 職員の市内出張とその復命</p> <p>(3) 職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令</p> <p>(4) 特殊勤務命令</p> <p>3 課長は、前2項の規定によりあらかじめ指定した副参事、主幹又は教育機関の館長に専決権を委譲しようとするときは、あらかじめ上司と協議しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により専決権の委譲を受けた者は、当該専決について定期的に課長に報告しなければならない。</p> <p>5 第1項又は第2項の規定により専決権の委譲を受けた者は、職員が長期にわたることが予想される場合その他必要があると認められる場合は、当該専決をすることについてあらかじめ課長と協議しなければならない。</p> <p>(代決)</p> <p>第11条 決裁者が不在の場合において、緊急やむを得ないときは、次に定めるところにより代決することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 課長の専決を受けるべき事項については、その事務を担当する担当室長、副参事、主幹又は副主幹がその事務を代決する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略) (代理審査)</p> <p>第12条 審査者が不在の場合において、第4条の規定により次の表の左欄に掲げる職位の審査の対象とされた事項について緊急やむを得ないときは、同表の右欄に掲げる職位が審査を代理することができる。この場合において、前条第2項の規定を準用する。</p>	<p>2 課長は、前項の規定によりあらかじめ指定した副参事、主幹又は教育機関の館長に専決権を委譲しようとするときは、あらかじめ上司と協議しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により専決権の委譲を受けた者は、当該専決について定期的に課長に報告しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により専決権の委譲を受けた者は、職員が長期にわたることが予想される場合その他必要があると認められる場合は、当該専決をすることについてあらかじめ課長と協議しなければならない。</p> <p>(代決)</p> <p>第11条 決裁者が不在の場合において、緊急やむを得ないときは、次に定めるところにより代決することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 課長の専決を受けるべき事項については、その事務を担当する担当室長、副参事、主幹、副主幹又は館長がその事務を代決する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略) (代理審査)</p> <p>第12条 審査者が不在の場合において、第4条の規定により次の表の左欄に掲げる職位の審査の対象とされた事項について緊急やむを得ないときは、同表の右欄に掲げる職位が審査を代理することができる。この場合において、前条第2項の規定を準用する。</p>





報告第3号

市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により令和6年3月26日に別紙のとおり、市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免について臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年4月4日提出

市川市教育委員会  
教育長 勝山 浩司

令和6年4月1日 市川市教育委員会事務局等職員異動表(7級職以上)

1. 退職した職員

所 属	職名	氏名
生涯学習部 考古博物館	館長	杉山 元明

2. 役職定年を迎えた職員及び教育委員会から異動した職員

旧 所 属		氏名	新 所 属
所 属	職名		
生涯学習部	次長	後藤 貴志	市長公室 室長
教育総務課	課長	樋口 智昭	保健部 次長
教育施設課	課長	小山松 健	生涯学習部 青少年育成課
社会教育課	課長	宮本 隆之	福祉部 地域共生課長
西部公民館	館長	藤田 俊雄	監査委員事務局 次長
南行徳公民館	館長	渡辺 由美子	行徳支所 福祉課副参事
中央図書館	館長	安永 崇	経済観光部 経済産業課長
学校教育部 義務教育課	課長	城戸 三郎	市川市立市川小学校長
指導課	課長	富永 香羊子	市川市立妙典小学校長
就学支援課	課長	日暮 真司	総務部 次長

3. 教育委員会に異動してきた職員及び教育委員会内で異動・昇任のあった職員

新 所 属		氏名	旧 所 属
所 属	職名		
生涯学習部	次長	六郷 真紀子	会計管理者
教育総務課	課長	益子 隆史	総務部 人事課長
教育施設課	課長	竹林 英介	環境部 クリーンセンター副参事
青少年育成課	課長	舘野 裕之	農業委員会事務局 次長
社会教育課	課長	渡邊 雅直	保健部 斎場建設課長
中央図書館	館長	米田 有貴子	生涯学習部 中央図書館主幹
考古博物館	館長	小笠原 勝海	学校教育部 学校環境調整課長
学校教育部	次長	小島 信也	スポーツ部 次長
義務教育課	課長	小林 義行	市川市立南行徳中学校長
義務教育課学校安全安心対策担当室	担当室長	大熊 和男	市川市立塩焼小学校長
学校環境調整課	課長	三浦 将之	生涯学習部 青少年育成課長
指導課	課長	関原 一久	学校教育部 保健体育課長
就学支援課	課長	生澤 治	経済観光部 観光振興課長
保健体育課	課長	清水 秀峰	市川市立大野小学校長

報告第 4 号

市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により令和 6 年 3 月 27 日に別紙のとおり、市川市立学校職員服務規程の一部改正について臨時に代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 4 月 4 日提出

市川市教育委員会  
教育長 勝山 浩司

市川市教育委員会訓令第 号

市川市立学校職員服務規程の一部を改正する規程

市川市立学校職員服務規程（昭和39年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第22条中「こども施設運営支援課長」を「幼保施設管理課長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。



市川市立学校職員服務規程の一部改正について

現 行	改 正 後
<p>(週休日の割振等)            第22条 職員の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替等並びに休憩時間の付与は、校長(市川市立幼稚園の職員にあっては、市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成30年教育委員会規則第2号)第3条の表に規定する幼稚園の教職員の週休日の割振り、時間外勤務命令、休暇の承認等)に関する事務を委任すること<u>も施設運営支援課長</u>。次条から第27条までにおいて同じ。)が行うものとする。この場合において、校長は、校務の実情又は勤務の内容に応じて、県費負担教職員との均衡を考慮しなければならない。</p>	<p>(週休日の割振等)            第22条 職員の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替等並びに休憩時間の付与は、校長(市川市立幼稚園の職員にあっては、市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成30年教育委員会規則第2号)第3条の表に規定する幼稚園の教職員の週休日の割振り、時間外勤務命令、休暇の承認等)に関する事務を委任する<u>幼保施設管理課長</u>。次条から第27条までにおいて同じ。)が行うものとする。この場合において、校長は、校務の実情又は勤務の内容に応じて、県費負担教職員との均衡を考慮しなければならない。</p>



報告第 5 号

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長  
及び教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の  
規定により令和 6 年 3 月 1 9 日に別紙のとおり、市川市立小学校、中学校、義  
務教育学校及び特別支援学校の校長及び教頭の人事異動内申について臨時に代  
理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 4 月 4 日提出

市川市教育委員会  
教育長 勝 山 浩 司

令和5年度末及び令和6年度 校長・教頭異動名簿

【校長異動】

1 退職

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
1	退 職	河上真也子	大町小 学 校 3
2	退 職	佐々木孝子	大富美浜小 学 校 2
3	退 職	河部純	幸小 学 校 3
1	県教委(葛南教育事務所)管理課長	鷺崎和也	宮久保小 学 校 2
2	県教委(葛南教育事務所)主席指導主事	飯田毅	大柏小 学 校 2
3	市教委(義務教育課)課長	小林義行	大南行徳中 学 校 2
4	市教委(学校安全安心対策担当室)室長	大熊和男	塩焼小 学 校 2
5	市教委(保健体育課)課長	清水秀峰	大野小 学 校 2
6	浦安市教委(学務課)課長	島海勉	大南新浜小 学 校 2

2 退職(定年前再任用短時間)

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
1	富貴島小 学 校	石井辰治	八幡小 学 校 2
2	第一中 学 校	石塚秀樹	東国分中 学 校 3
3	第八中 学 校	新部操	第四中 学 校 2

3 役職定年(主幹教諭・教諭)

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
1	行徳小 学 校	野口敏樹	妙典小 学 校 2
2	南新浜小 学 校	片岡玲子	国分小 学 校 2
3	塩焼小 学 校	椎名美幸	須和田の丘支 援 学 校 3
4	妙典小 学 校	小籠 肇	須市川小 学 校 2
5	第八中 学 校	浅原慎介	下貝塚中 学 校 2
6	福栄中 学 校	田中敏	大洲小 学 校 3
7	大洲中 学 校	長尾 諭	百合台小 学 校 3

4 特例任用(校長)

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
1	第五中 学 校	岡良和	第八中 学 校 3
2	第六中 学 校	河合滋	第七中 学 校 2

5 転補

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
1	若宮小 学 校	松本啓祐	稲荷木小 学 校 2
2	南行徳小 学 校	中村由美子	北方小 学 校 2
3	百合台小 学 校	棚澤 恵子	若宮小 学 校 2
4	大洲小 学 校	柴健一	南行徳小 学 校 2
5	幸小 学 校	三瀬 敬	曾谷小 学 校 2
6	塩焼小 学 校	吉田直美	稲越小 学 校 2
7	第七中 学 校	川俣興一	第 五 中 学 校 3
8	東国分中 学 校	植木昭貴	第 六 中 学 校 1

6 再任

No	転出先	氏名	現在勤務先・職名
1	市川小 学 校	城戸三郎	市教委(義務教育課) 課長
2	八幡小 学 校	山村雅彦	県教委(葛南教育事務所) 指導室長
3	妙典小 学 校	富永香羊	市教委(指導課) 課長

7 新任

No	転出先	氏名	現在勤務先・職名
1	国分小 学 校	江澤博行	宮久保小 学 校 教頭
2	大柏小 学 校	村上勝正	市教委(指導課) 主幹
3	稲荷木小 学 校	田岡美賀	百合台小 学 校 教頭
4	宮久保小 学 校	荻原明子	市教委(保健体育課) 主幹
5	曾谷小 学 校	田部井伸郎	市教委(学校地域連携推進課) 主幹
6	大町小 学 校	小久保 崇	鬼高小 学 校 教頭
7	北方小 学 校	高橋洋之	県教委(葛南教育事務所) 管理主事
8	富美浜小 学 校	平賀明美	二俣小 学 校 教頭
9	南新浜小 学 校	森畑浩幸	大洲中 学 校 教頭
10	大野小 学 校	土橋弥生	宮田小 学 校 教頭
11	稲越小 学 校	藤枝尚子	千葉市教育センター(教職員研修班) 主任指導主事
12	第四中 学 校	青木良斗	市教委(少年センター) 主幹
13	第八中 学 校	川野 辺	市教委(学校安全安心対策担当室) 主幹
14	下貝塚中 学 校	金田剛一	市教委(義務教育課) 主幹
15	南行徳中 学 校	宇佐見 真	第 三 中 学 校 教頭
16	須和田の丘支 援 学 校	芳賀 竜	大洲中 学 校 教頭
17	松戸市立柿ノ木台小 学 校	川口 斉	国府台小 学 校 教頭

【教頭異動】

1 退職

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
1	県教委(葛南教育事務所)管理主事	松尾 悟	信篤 小 学 校 1
2	県教委(教育総務課)副主幹	小合 基 夫	新井 小 学 校 2
3	市教委(保健体育課)主幹	佐竹 千 尋	鶴行 小 学 校 3
4	市教委(義務教育課)主幹	八木 孝 政	行徳 小 学 校 2
5	市教委(少年センター)主幹	酒井 雅 彦	中国 分 小 学 校 2
6	市教委(教育センター)主幹	田中 宗 生	塩 浜 学 園 校 3
7	市教委(指導課)主幹	関 口 一 秋	県立市川特別支援学校 2

2 役職定年(教諭)

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
1	新井 小 学 校	山崎 秀 樹	新 浜 小 学 校 2
2	東国 中 学 校	増 田 隆	真 間 小 学 校 3

3 特例任用(教頭)

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
3	第 六 中 学 校	鈴木 正 則	第 六 中 学 校 3

4 転補

No	転出先	氏名	現在校(勤務年数)
1	中山 小 学 校	秋 山 忍	平 田 小 学 校 2
2	鬼高 小 学 校	堤 亜 里	中 山 小 学 校 2
3	宮久保 小 学 校	松 本 和 樹	福 栄 小 学 校 2
4	新浜 小 学 校	山 田 達 也	富 貴 島 小 学 校 2
5	百合台 小 学 校	石 野 貴 昭	和 田 の 丘 支 援 学 校 2
6	第 三 中 学 校	大 崎 奈 生	第 七 中 学 校 3
7	高 中 学 校	飯 野 智 至	第 二 中 学 校 2
8	大 洲 中 学 校	志 村 木 伸	高 二 谷 中 学 校 2
9	大 妙 中 学 校	竹 久 津 美 紀	塩 浜 学 園 校 2
10	塩 浜 学 園 校	阿 久 津 美 紀	福 栄 中 学 校 3
11	船橋市立八木ヶ谷小学校	田 中 邦 治	大 和 田 小 学 校 2

5 新任

No	転出先	氏名	現在勤務先・職名
1	真 間 小 学 校	小 谷 春 晃	市 教 委 ( 指 導 課 ) 副 主 幹
2	宮 田 小 学 校	山 浦 清 香	市 教 委 ( 教 育 セ ン タ ー ) 副 主 幹
3	富 貴 島 小 学 校	伊 藤 全 仁	市 教 委 ( 指 導 課 ) 副 主 幹
4	国 府 台 小 学 校	齋 藤 直 人	市 教 委 ( 指 導 課 ) 副 主 幹
5	平 田 小 学 校	島 野 由 香	市 二 俣 小 学 校 教 諭
6	行 徳 小 学 校	林 達 貴 彦	市 教 委 ( 義 務 教 育 課 ) 副 主 幹
7	信 篤 小 学 校	野 田 貴 卓	市 教 委 ( 指 導 課 ) 副 主 幹
8	鶴 指 小 学 校	佐 山 山 也	市 富 貴 島 小 学 校 教 諭
9	二 中 小 学 校	岩 田 美 鈴	塩 浜 学 園 校 教 諭
10	中 国 分 小 学 校	堀 井 井 弘	福 栄 小 学 校 教 諭
11	新 井 小 学 校	大 井 康 倫	市 教 委 ( 学 校 地 域 連 携 推 進 課 ) 副 主 幹
12	大 和 田 小 学 校	湊 基 一	市 教 委 ( 学 校 地 域 連 携 推 進 課 ) 副 主 幹
13	福 栄 小 学 校	大 槻 俊 一 介	幸 小 学 校 教 諭
14	第 二 中 学 校	林 大 介	市 教 委 ( 義 務 教 育 課 ) 副 主 幹
15	福 二 中 学 校	荻 米 大 隆	市 教 委 ( 保 健 体 育 課 ) 副 主 幹
16	大 洲 中 学 校	清 原 論 高	市 第 三 中 学 校 教 諭
17	塩 浜 学 園 校	高 崎 敦 史	第 三 中 学 校 教 諭
18	須 和 田 の 丘 支 援 学 校	小 山 田 祐 介	市 教 委 ( 指 導 課 ) 副 主 幹



報告第 6 号

市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の  
制定に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の  
規定により令和 6 年 3 月 22 日に別紙のとおり、市川市学校給食における食物  
アレルギー等対応補助金交付規則の制定について臨時に代理したので、同条第  
2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 4 月 4 日提出

市川市教育委員会  
教育長 勝山 浩司

市川市教育委員会規則第 号

市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、食物アレルギー等により学校給食の提供を受けることができない児童又は生徒（以下「児童等」という。）の健やかな成長を支援するため、当該児童等の保護者等に対し、市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和2年条例第35号）及び市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和2年規則第71号。次条第2号イにおいて「規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において「市立学校」とは、本市が設置する学校（幼稚園を除く。）をいう。

3 この規則において「補助対象児童等」とは、次に掲げる要件の全てを満たす児童等をいう。

(1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされていること。

(2) 市立学校に在籍する児童等であること。

(3) 次のいずれかに該当していること。ただし、市川市教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めたときは、この限りでない。

ア 当該児童等の在籍する市立学校の校長から、食物アレルギーを理由に当該年度を通して学校給食を提供しない旨の決定を受けた保護者等の当該決定に係る児童等（以下「食物アレルギー児童等」という。）

イ 委員会から、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第11条に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設（本市が設置するものに限る。以下「支援施設」という。）に通うことについて



決定を受けた保護者等の当該決定に係る児童等

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象児童等の保護者等であって、次に掲げる要件の全てを満たすもののうち、委員会の認定(以下「認定」という。)を受けたものとする。

(1) 本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされていること。

(2) 学校給食の実施について、次のいずれかに該当していること。

ア 学校給食を申し込まない旨を申し出ていること。

イ 規則第6条第1項の規定による届出により、学校給食の全部が停止されていること。

(3) 学校給食費を滞納していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象児童等の区分に応じ、同表の中欄に定める1日当たりの額に同表の右欄に定める日数を乗じて得た額とする。

区分	1日当たりの額	日数
児童	200円	食物アレルギー児童等にあつては学校給食実施日に出席した日数、支援施設に通う児童等にあつては当該児童等が学校給食に代えて飲食するための弁当を持参して当該支援施設に通った日数
生徒	250円	

2 委員会は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている補助対象児童等の世帯が補助金の交付を受けることにより当該世帯の生活保護費の減額がされることとなると認められるときは、当該生活保護費の減額がされなくなる額の範囲内で補助金の額を減額し、又は補助金を交付しないことができる。

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする保護者等は、市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 食物アレルギー児童等の保護者等にあつては、第2条第3項第3号アの決定を受けたことを確認することができる書類又はこれに準ずるものとして委員会が適当と認める書類
- (3) 支援施設に通う児童等の保護者等にあつては、第2条第3項第3号イの決定を受けたことを確認することができる書類の写し又はこれに準ずるものとして委員会が適当と認める書類
- (4) その他委員会が必要と認める書類

2 委員会は、前項第1号から第3号までに掲げる書類の内容を公簿等で確認することができるときは、これらの書類の添付を省略させることができる。

3 第1項の申請書の提出期限は、委員会が別に定める。

(認定の決定等)

第6条 委員会は、前条第1項の規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）があつたときは、当該認定の申請をした保護者等が補助対象者に該当するかどうかを審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 委員会は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金認定通知書（様式第2号）により認定の申請をした保護者等に通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 認定を受けた保護者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金認定事項（変更・廃止）届出書（様式第3号）により、その旨を委員会に届け出なければならない。

- (1) 補助対象者でなくなったとき。
- (2) 認定の申請の内容に変更が生じたとき。
- (3) 補助金の交付を受けることを辞退するとき。

(認定の取消し等)

第8条 委員会は、認定を受けた保護者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者でなくなったとき。
- (2) 補助金の交付を受けることを辞退したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (4) 委員会の指示に従わないとき。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金認定取消通知書（様式第4号）により保護者等に通知するものとする。

（権限の委任）

第9条 認定を受けた保護者等は、補助対象児童等の通う市立学校の校長又は支援施設の職員に対し、補助金の請求に関する権限を委任するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 前条の規定による委任を受けた市立学校の校長又は支援施設の職員は、市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金請求書（様式第5号）に第4条第1項の表右欄に規定する日数を確認することができる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

（譲渡又は担保の禁止）

第11条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（返還）

第12条 委員会は、第8条第1項の規定により認定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その補助金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

市川市教育委員会

市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金認定申請書

市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金に係る認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請者	住所	〒 ー ー 市川市			
	フリガナ 氏名				対象児童等との続柄
	生年月日	年 月 日	電話番号 (日中連絡がとれる番号)	ー ー	
補助対象児童等	学校名	市川市立 学校		年	組
	フリガナ 氏名				
	生年月日	年 月 日	補助対象期間	始期	年 月 日 終期 年 月 日
	補助対象要件	1 食物アレルギーを理由に当該年度を通して学校給食を提供しない旨の決定を受けている。 2 支援施設に通うことについて決定を受けている。			
振込先	銀行 信用金庫・組合 農業協同組合		本店 支店 出張所	口座名義人（申請者又は補助対象児童等の名義・カタカナで記入してください。）※上から左詰めで記載してください。	
	普通 口座	金融機関コード	店番号	口座番号	

上記申請者又は補助対象児童等の名義の振込先口座番号・名義等が確認できる通帳、キャッシュカード又はWEB通帳の印刷物等を添付してください。

住民税等確認承諾書（※承諾する場合は、チェックしてください。）

私（申請者）及び私の属する世帯の次に掲げる情報について、市が公簿等又は他の行政機関等より確認することについて承諾します。なお、このことについて、私の属する世帯の世帯員の同意を得ています。

- (1) 世帯員の住民情報
- (2) 世帯の状況に関する情報
- (3) 住民税及び扶養状況に関する情報
- (4) 当該児童等のアレルギー及び出欠に関する情報
- (5) その他学校給食費に関する情報

委任状

私（申請者）は、上記の児童等に係る 年度市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金の交付の請求に関する権限については、 に委任します。

様式第2号（第6条関係）

市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金認定通知書

市川第  
年 月 日

様

市川市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金に係る認定について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 認定します。
- 2 認定しません。  
(理由)

(教示)

様式第3号（第7条関係）

市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金認定事項  
（変更・廃止）届出書

年 月 日

市川市教育委員会

申請者 住所  
氏名

年 月 日付で申請した市川市学校給食における食物アレルギー  
等対応補助金に係る認定事項について、下記のとおり（変更・廃止）したので、  
届け出ます。

記

1 変更・廃止の内容

2 変更・廃止の理由

様式第4号（第8条関係）

市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金認定取消通知書

年 月 日

様

市川市教育委員会

市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則第8条第1項第 号の規定により、下記のとおり市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金に係る認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金認定日                    年 月 日
- 2 補助金認定通知番号
- 3 補助金認定の取消内容
- 4 補助金認定の取消理由

（教示）

様式第5号（第10条関係）

市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金請求書

年 月 日

市川市教育委員会

受任者 所在地  
施設名  
氏 名

市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助対象者及び補助対象児童等の氏名  
補助対象者氏名 \_\_\_\_\_  
補助対象児童等氏名 \_\_\_\_\_
- 3 補助金認定通知番号
- 4 補助対象期間  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 まで
- 5 補助対象日数  
\_\_\_\_\_ 日  
※該当するほうにチェックを入れてください。  
 対象児童等が学校給食実施日に出席した日数  
 対象児童等が学校給食に代えて飲食するための弁当を持参して支援施設に通った日数
- 6 添付書類